

広島市告示第167号

令和8年4月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、広島市安佐南工場大型ごみ破碎処理施設の固形状一般廃棄物処分手数料の公金事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定公金事務取扱者の名称、代表者の氏名及び住所又は事業所の所在地  
広島市中区国泰寺町一丁目4番15号  
一般財団法人広島市都市整備公社  
理事長 油野 裕和
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日  
令和8年3月16日
- 3 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日